



新・増改築のときは 住居番号付番届出を



会津若松市内で**住居表示実施区域**に建物を新築・増改築する時には、下記書類をご持参のうえ、**市役所 市民課総務グループ**まで「住居番号付番届」を必ず届け出てください。

住居番号付番届は、**住所の表示に用いる住居番号**を決めるもので、この住居番号が決まらないと、水道・ガス・電気工事等の申込み、転居・転入の手続きが出来ませんので、**竣工の1カ月前を目安**に届け出てください。

住居番号は建物に付番しますので、建物を取壊すと住居番号もなくなり、**建て替える**場合は、改めて届け出が必要になります。また、建物の形状が著しく変更になる場合も届け出が必要です。

記

【届出に必要な書類】

番号	必要な書類	説明
1	住居番号付番届書	別紙（窓口にあります）
2	新・改築建物の案内図	付近の見取図
3	〃 の配置図	敷地と建物の配置を示す図面
4	〃 の公図	法務局備付の図面の写 ※建物の敷地を分筆した場合は、 地籍測量図の写しを添付。

※ 上記の番号2～4については、建築確認申請に添付した図面のコピーで構いませんが、**コピーをする場合には、縮小・拡大をせず原寸大でお願いします。**

公図をインターネットからダウンロードする場合、「**A3縦**」に印刷してください。

※ ハウスメーカーなどによる代理申請も受け付けます。委任状、印鑑は不要です。

住居表示実施区域については住居番号付番届が必要となり、住所の表示は次のようになります。

【例】 会津若松市〇〇〇〇町△番□□号
会津若松市〇〇〇丁目△番□□号

※ 住居表示を実施していない町の住所は、土地の地番をもとに表示しますので、住居番号付番届は必要ありません。

一届出先・問い合わせ先

会津若松市役所 市民課総務グループ TEL 0242-39-1229（直通）
TEL 0242-39-1111（内線2351）